

第十二節 出願審査の請求

I 出願の審査及び出願審査の請求

特許出願の審査は、出願審査の請求があったものについてのみ行います（特48の2）。

出願審査の請求は、本人、他人を問わず誰でもすることができます。本人以外が出願審査の請求をする場合は、【書類名】に「出願審査請求書（他人）」と記載してください。他人からの請求は本人に通知されます。

II 出願審査の請求をすることができる期間

- (1) 出願審査の請求をすることができる期間は、出願の日から3年以内です（特48の3(1)）。
- (2) 出願の日から3年経過後であっても、次のいずれかの出願であるときは、新たな出願の日から30日以内に限り出願審査の請求をすることができます（特48の3(2)）。
 - ① 分割による新たな出願
 - ② 変更した出願
 - ③ 実用新案登録に基づく特許出願
- (3) 出願審査の請求ができる期間内に、出願審査の請求がなかったときは、その出願は取り下げられたものとみなされます（特48の3(4)（特48の3(7)において準用））。また一度した出願審査の請求は、取り下げることできません（特48の3(3)）。
- (4) 出願審査の請求をすることができる期間を経過した場合の救済措置（特48の3(5)（特48の3(7)において準用））

出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかったために、取り下げたものとみなされた特許出願であっても、特許出願人に出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、出願審査の請求が認められます。

この場合、その理由がなくなった日から2月以内で、期間経過後1年以内に限り、出願審査請求書を提出することができます。出願審査請求書に【その他】の欄を設けて「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載して提出するとともに、手続をすることができなかつた理由を記載した回復理由書を提出しなければなりません。回復理由書には、正当な理由があることを証明する書面を添付して提出しなければなりません（特施規31の2(6)(7)(8)）。

期間徒過後の救済に係る手続の詳細や、「正当な理由」が認められ救済される可能性が高い事例等については、ガイドラインにより特許庁ホームページ上で公開されておりますので、参照してください。

III 出願審査の請求の手数料

出願審査の請求を行うときは、1件につき118,000円に1請求項につき4,000円を加えた額の手数料が必要になります。

また、特許法第195条の2又は他の法令の規定により出願審査の請求の手数料は、軽減又は

免除されることがあります（詳細には第二十節手数料の軽減又は免除を参照してください。）。

IV 特定登録調査機関制度利用による出願審査請求手数料の特例

登録調査機関（先行技術調査を行う機関）のうち特に特許庁長官の登録を受けた者（特定登録調査機関）は、出願人等の求めに応じ特許出願について先行技術調査を行い、その結果をその者に交付します。

出願人等がその結果を記載した調査報告を提示して出願審査の請求をしたときは、出願審査請求手数料は軽減され（特例法39の2、同法39の3）、納付すべき手数料の額は、1件につき94,000円に1請求項につき3,200円を加えた額となります（手数料令1(2)）。

出願審査請求書に上記調査報告の提示をする場合は、「【代理人】」の欄の次に「【調査報告番号】」の欄を設け、調査報告番号を記載してください。

V 出願審査請求書の作成方法

特施規様式第44（第31条の2関係）

【書類名】	出願審査請求書
(【提出日】)	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄、 並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	← ⊕ 又は 識別ラベル
(【国籍】)	
【代理人】	
【識別番号】	⊕ 又は 識別ラベル
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【調査報告番号】)	
(【手数料の表示】)	代理人手続でない場合は、 この項目を設ける必要はありません。
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【提出物件の目録】	

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。
- 2 請求人が特許出願人以外の者であるときは、「【書類名】」を「出願審査請求書（他人）」と記載する。

- 3 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 4 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

- 5 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに出願審査の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇／〇」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1／2軽減。確認書の番号 第〇〇号（〇〇〇〇 持分〇／〇）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合〇／〇」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。
- 6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第18条第2項若しくは同法第13条第4項の規定の適用を受けようとするとき、産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき（同条第1項第1号から第3号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る）、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとするとき、又は産業競争力強化法第75条第2項の規定の適用を受けようとするときは、

「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【手数料に関する特記事項】**」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減（免除）」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第4項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に係る特別措置法第10条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業競争力強化法第75条第2項の規定による審査請求料の2/3軽減」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき（同条第1項第4号又は第5号に掲げる者が出願審査の請求をするときに限る）、又は第18条第2項の規定の適用を受けようとするときは「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【手数料に関する特記事項】**」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」又は「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第5項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定の適用を受けようとするときは「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【手数料に関する特記事項】**」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

7 「**【調査報告番号】**」の欄には、第31条の2第4項の規定により調査報告の提示を行うときに限り、特例法施行規則第60条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の特許出願について複数の調査報告が作成された場合は、「**【調査報告番号】**」の欄に、いずれか一の調査報告番号を記載する。

8 特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により出願審査の請求をするときは、「**【代理人】**」（**【調査報告番号】**）の欄を設けた場合にあつては「**【調査報告番号】**」、「**【手数料の表示】**」の欄を設けた場合にあつては「**【手数料の表示】**」、備考5に該当する場合（減免を受ける者を含む者の共有に係る出願を除く。）にあつては「**【持分の割合】**」、備考6に該当する場合にあつては「**【手数料に関する特記事項】**」の欄の次に「**【その他】**」の欄を設けて、「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載し、また、備考5に該当する場合（減免を受ける者を含む者の共有に係る出願に限る。）にあつては「**【手数料に関する特記事項】**」の欄の次に「**【その他】**」の欄を設けて、「手数料の納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合と、「特許法第48条の3第5項（同条

第7項において準用する場合を含む。)の規定による出願審査の請求」を行を改めて記載する。

9 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から26まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第18の備考10並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

VI 他人による出願審査請求の場合の注意事項

本人でない者(他人)が出願審査の請求をした後において、補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、出願人がその増加分の出願審査請求手数料を納付しなければなりません(特195(3))。増加分の手数料の納付がなく、かつ納付を求める補正指令に応じないときは、当該出願は却下の処分となります(特18(2))。

VII 出願審査請求手数料の返還請求

出願審査の請求後、審査官から最初の通知等が来るまでの間に、出願の取下げ又は放棄を行った場合に、出願審査請求手数料の返還請求を行うことにより、その一部が返還されます。

1. 返還請求が可能となる取下げ又は放棄の時期(特195(9))

出願審査の請求後であって、以下のいずれかの通知等が到達する前に、出願を取下げ(みなし取下げを含む。)又は放棄した場合に返還請求が可能となります。取下げ又は放棄の時期は、出願取下書又は出願放棄書の到達日で判断されます。

- (1) 同一発明かつ同日出願の場合の協議指令(特39(6))
- (2) 文献公知発明に係る情報の記載についての通知(特48条の7)
- (3) 拒絶理由通知(特50)
- (4) 特許査定(特52(2))

2. 返還請求の期限

- (1) 出願の取下げ又は放棄から6月以内に返還請求を行わなければなりません(特195(10))。返還請求の日は差出日で判断されます。
- (2) 特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願が、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた場合、先の出願についての出願審査手数料の返還請求の期限は、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた時から6月以内に返還請求を行わなければなりません。

※ 平成26年改正法が平成27年4月1日に施行され、先の出願が特許法42条第1項及び実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされる時は、「その出願の日から1年3月を経過した時」から「その出願の日から1年4月を経過した時」に改正されました(特42(1)、特施規28の4、実9(1)、実施規22の3)。

しかし、平成27年4月1日より前にした特許出願又は実用新案登録出願に伴う優先権の主

張の基礎とされた先の出願については、平成26年改正法による改正前の特許法42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定が適用され、「その出願の日から1年3月」を経過した時に取り下げたものとみなされます（平成26年改正法附則第2条第4項、第3条第3項）。

したがって、平成27年4月1日より前にした特許出願又は実用新案登録出願に伴う優先権の主張の基礎とされた先の出願の返還請求の期限については、十分に注意してください。

(3) 返還請求の期限を徒過した場合の救済措置

返還請求の期限を徒過した場合であっても、返還請求をする者にその責めに帰することができない理由がある場合は、返還の請求をすることが認められます（特195(13)）。

この場合、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で、その返還請求の期限の経過後6月以内に限り返還請求書を提出することができます。その際、上申書又は返還請求書の【その他】の欄において、当該手続をすることができなかつた理由が「返還請求人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

3. 返還額

納付すべき適正な出願審査請求手数料の額の「2分の1」に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

4. 返還方法

現金（銀行口座（本人又は代理人の名義）への振込）又は予納台帳（出願審査請求時に使用した予納台帳番号に限る。）への返還になります。

※ 返還請求時において返還請求先を出願人予納台帳として代理人が手続を行う場合は、あらかじめ特許庁長官に「委任による見込額からの納付及び見込額への加算の申出（代理人届）」を届け出ていることが必要です（特例規41条、様式第37）。

5. 返還請求書の様式

特施規様式第74（第76条関係）

【書類名】 出願審査請求手数料返還請求書
（【提出日】 平成 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願の表示】
【出願番号】
【返還請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代表者】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【返還請求対象書類】
【書類名】
【提出日】
【納付済金額】
【返還請求金額】
【返還金振込先】
【金融機関名】
【口座種別】
【口座番号】
【フリガナ】
【口座名義人】
（【返還の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【加算金額】）
（【提出物件の目録】）
（【物件名】）

〔備考〕

- 1 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。
- 2 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、出願審査請求書、手続補正書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。

3 出願審査請求書と手続補正書のように返還を請求する手数料を納付した手続が2以上あるときは、「【返還請求対象書類】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求対象書類】

【書類名】

【提出日】

【書類名】

【提出日】

4 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の合算額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

5 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する額の合算額を記載する。

6 「【返還の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には返還を請求する手数料の見込額からの納付に係る予納台帳の番号を、「【加算金額】」には返還を請求する手数料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、様式第31の5の備考1並びに様式第73の備考3、4、8及び9と同様とする。